

所管事務調査報告

総務常任委員会

調査事項

「行政事務改善」について

調査年月日

- ・平成17年5月27日
- ・平成17年8月24日
- ・平成17年11月28日
- ・平成18年5月24日
- ・平成18年8月25日
- ・平成18年11月28日
- ・平成19年1月19日
- ・平成19年5月22日

調査の概要

本委員会は、行政事務改善について「松前町行政改革大綱」「松前町行政改革実施状況」「松前町定員適正化計画」「グループ制の導入について」「松前町新行政改革大綱(案)」「松前町ホームページ」「グループ制検討委員会報告書」等の資料に基づき事情聴取を行った。

所見

松前町を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や長引く基幹産業である水産業の低迷によって、地域経済はもとより、自主財源の乏しい行政の運営にも反映され、大変厳しい状況に置かれている。

それに追い打ちをかけるかのように歳入の根幹をなす地方交付税が国の三位一体改革で大幅に削減され、他方、地方分権による権限委譲によって行政の事務量が增大している状況下にあつては、今後一層、最小の経費で最大の効果を上げるよう行政事務の改善に取り組まなければならない。

このことから、平成11年に策定された「松前町行政改革大綱」に基づき行われてきた「事務・事業の見直し」は、新行政改革大綱にも盛り込まれたように、町民のニーズを的確に捉え、経常経費の削減のみならず

新しい時代に向けた視点をもって見直しを図らなければならない。

定員管理適正化計画は、学校公務補制度の廃止、清掃センターの廃止等による技能労務職員の減少や勤奨退職制度の導入に伴う退職者の増加、定年退職者の不補充等により職員の縮減が進められているが、世代間の空洞化をふせぐため柔軟な雇用の在り方の検討を含め、なだらかな職員構成を図らなければならない。

平成17年11月には、多様化する町民ニーズに効率的・機動的な対応ができるよう組織機構を改変し、グループ制を導入した。

グループ制は、まだ緒に就いたばかりといえるが、未だに組織改革の理念・目的と職員の意識との間に隔たりが感じられ、組織として、「共に町民のため」といった価値観を共有するため、個々の職員の意識改革が必要であり組織内での調整機

能の充実が強く求められる。グループ制への町民の期待は大きいものの、組織機構への戸惑いも多いため町民への周知には継続して努めなければならない。

行政がスリム化していくなかで、国の制度改革は激変、多岐にわたっており、行政のみでなく町民との共生が必要となつているため、専門的知識を持つ職員の配置や限られた人的資源の質的向上を図る職員研修の充

実、電子自治体化への取り組みなど事務処理の一層の効率化を推進し、迅速かつ着実な行政対応に努めなければならない。

さらに今後は、ボランティアやNPOなどによる民間活力との連携や広域行政の在り方など積極的に検討し、行政運営の効率化に努められたい。



厚生文教常任委員会

調査事項

「社会福祉」について

所見

調査年月日

- ・平成18年11月14日
- ・平成19年1月15日
- ・平成19年5月17日

調査の概要

本委員会は、社会福祉について「地域包括支援センター設置の背景等」、「認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）ゆずりは」の概要、「松前町地域包括支援センターの現状と課題」等の資料に基づき事情聴取及び現地調査を行った。

松前町の65歳以上の高齢化率は、31・9%（平成18年10月1日現在）と、渡島支庁管内で3番目、全道では41番目に高い比率となっている。

全国的にも団塊の世代が高齢者層へ進み急速な高齢化を迎えるとともに、一人暮らしの高齢者世帯の増加と認知症高齢者の増加が見込まれている。

介護保険の給付費総額は平成12年スタート時の3.6兆円から平成17年度では6.8兆円と倍増している状況で、国は平成17年に介護保険制度を存続させるための見直しを行った。

その一翼として、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、要介護状態にならないよう予防対策をはじめ、状態に応じた介護サービスや医療サービス等在宅生活を支援する様々なサービスを提供することが

必要なことから、国は「地域包括ケア」体制を支える地域の中間機関として、地域包括支援センター設置の義務化を行った。

当町では、平成18年4月に地域包括支援センターが町直営で設置され、それまでの地域型在宅介護支援センターが廃止となり、その役割が移行され、より一層強化した位置づけとなっている。

地域包括ケア体制における地域包括支援センターの機能として、総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントが上げられる。

設置後（平成18年4月～12月）地域包括支援センターが対応した相談件数は55件で、1件で複数に涉るケースが多く、単身高齢者に係る相談が21件、在宅生活に係る相談が47件、施設入所に係る相談が7件でう

ち3件が認知症と見られる行動を有し、虐待に係る相談が1件、認知症にかかる相談が17件、通院・買い物などの移動手段に係る苦情・要望が2件となっていた。

松前町の高齢者を支えていく上で、現在ボランティアや民生委員の協力で行われている単身世帯への見守りは、新たな体制の検討が必要であり、病院から在宅生活へ戻る上での不安の解消を図るための病院との連携強化や当町で初めてとなる民間経営による認知症対応型共同生活介護施設が2ヶ所開設されたが、認知症に対する町民の正しい理解への啓発が必要であり、要支援1・要支援2の高齢者に対する通院、買い物等への移動手段の確保など、当町の特性から必要と思われる福祉制度及び高齢者がいつまでも自立した生活が続けられるための介護予防事業の展開など取り組む課題

も多い。

また、要支援・要介護なるおそれがある特定高齢者の把握は、さわやか検診等による調査で実施しているが、未受診の高齢者に対しては、町内会、健康づくり推進委員、医療機関との連携を密にし、より広く特定高齢者の把握に努めなければならぬ。

介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、保健師の職務との兼務から業務量が増大し、現在（平成19年1月）82件のケアプランを作成しているが、36件は職員が作成し、46件を町内の居宅支援事業所に委託している状況であった。

地域包括支援センターは社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャーの3職種を原則配置す

ることとなっているが、当町では、財政上社会福祉士の配置が困難であることから、当面介護保険業務に携わる事務職員が対応しその役割を担っている。

しかしながら、多岐にわたる社会福祉制度はさらにめまぐるしい改革がなされている現状で、地域包括支援センターは、「地域包括ケア」の中核機関として高齢者を支えるネットワークづくりが求められており、社会福祉士を確保するなど安定した体制を整え、機能強化を図るべきである。



